

平成 2 9 年第 1 回
尾 鷲 市 議 会 定 例 会

所 信 表 明

(附 提 案 説 明)

尾 鷲 市

(登壇)

平成29年第1回定例会の開会にあたり、平成29年度当初予算を含めた諸議案についてのご説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまの深いご理解を賜りますとともに、今後の市政運営に対しまして、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本市では、平成29年度を始期とする「第6次尾鷲市総合計画後期基本計画」を策定し、前期5年間の取り組みを踏まえて、後期に向けた取り組み方針を定めたところであります。

この中において、前期に引き続き、「おわせ人づくり」を重点的な取り組みとし、その推進エンジンに「食」を位置付けるとともに、「尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との関連性についても明確に位置付けております。

本計画に基づき、政策分野全般を横断した観点で、人口減少、超高齢社会等に対応した施策を、総合的・一体的に展開し、将来都市像である「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」の実現に向け、各施策を推進する必要があると考えております。

(防災対策)

まず、防災対策についてであります。

本年度は、全国各地で大規模な地震が多く発生いたしました。その中で、11月19日に和歌山県南部で発生したマグニチュード5.4の地震では、本市においても震度4の揺れを観測しております。

地震発生時における、尾鷲中学校、矢浜小学校生徒の迅速な対応は、皆さまご承知のとおり、多くの報道機関で取り上げられたところであり、このことは、市内小中学校において、生き抜く力を育み、災害に強い地域の文化をつくる「尾鷲市津波防災教育」が児童生徒に浸透してきた結果であると捉えております。

今後も、災害に対する世代間の知恵の継承や、地域の皆さまと連携し、能動的に防災活動ができるよう「防災文化」の定着をさらに図っていく必要があると考えております。

次に、津波避難困難地域における避難施設等の整備につきましては、中井町、港町地区において、住民主導型避難体制確立事業を開催し、昭和東南海地震を教訓とした夜間避難訓練等を実施したとこ

ろであります。このことを踏まえ、避難路の安全性の検証、さらには安全な高台を目指す避難経路を、市民と行政が協働で検証しながら津波避難戦略を確立し、このソフト対策を補完するものとして、避難施設等の検討を進めております。

今後も、この事業を継続し、市民の皆さまと共に検討を重ね、慎重に進めていく必要があると考えております。

また、総合計画後期基本計画において、東日本大震災や熊本地震の被災状況に鑑み、策定に取り組むとしている事前復興計画につきましては、本市に沿った災害発生時の総合的な計画として、関係機関と協議のうえ進めてまいりたいと思っております。

（地域おこし協力隊）

次に、地域おこし協力隊についてであります。

本市においては、新たに着任する定住移住コンシェルジュを加えた計10名が、それぞれの地域課題の解決と地域資源を生かしたまちづくりを進めるため、地域の皆さまのご協力をいただきながら活動しております。

まず、九鬼地区では、地域食材を活用した地域で唯一の食事処「網干場」を運営しておりますが、本年9月をもって協力隊の任期が満了となることから、今後の運営展開等について、関係者の皆さまと相談しながら検討してまいりたいと考えております。

また、早田地区については、現在2名の協力隊が着任し、地域の女性雇用や地域資源の新しい活用を目的に「合同会社 き・よ・り」を起ち上げ、通信販売事業や、都市圏におけるPR活動を行っております。このほか、「朝どれ魚の移動販売事業」などの新たな事業も計画しておりますが、協力隊の1名が本年6月で任期満了となることから、新たな隊員を採用し、これらの事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、梶賀地区では、「あぶり」の商品開発や販路拡大に取り組んでおり、昨年9月には軽食や特産品などを販売する「網元ノ家」のオープンに携わっております。新年度は、これらの取り組みをさらに強化すべく、法人化も視野に入れ、事業展開を図ってまいりたいと考えております。

加えて、ヤーヤ便の販路拡大や、市内事業者との連携による新たな「ふるさと納税返礼品」の組み立てなどの業務に携わっている隊

員においては、魅力ある特産品の情報発信や、通信販売等の販路開拓についても、検討しているところであります。

これら各地区での協力隊の活動を通じ、地域課題の解決と自立したコミュニティビジネスの支援を、継続して推進しなければならぬと考えております。

一方、定住移住コンシェルジュにつきましては、空き家バンクや移住体験住宅の利活用を推進し、都市圏で行われている移住フェアにも積極的に参加しながら、本市の魅力や物件情報の発信を行うなど、1人でも多くの方に移住していただけるよう、取り組みを推進しており、さらなる定住移住者の増加につながることを期待しているところであります。

（健康づくりの推進）

次に、健康づくりの推進についてであります。

まず、「尾鷲市健康増進計画」において、主要な取り組みである「生活習慣病、メンタルヘルス」等につきましては、市民及び各組織団体の連携とご協力のもと、地域力の強みを生かした健康づくりを実践する「尾鷲健康増進の会（通称O w a s e H A P P Y）」において、広く普及啓発を行っております。

その活動と普及啓発の場として開催している「健康H A P P Y DAY」では、健康づくりのみならず、子育て支援、認知症予防に至るまで、幅広い取り組みを実施しており、新年度においても引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、健康ウォーキング事業におきましても、ウォーキングサポーターを中心に地区会等と協働で、「尾鷲市健康ウォーキングマップ」を活用した取り組みを定期的で開催するなど、ウォーキングを生活の中に取り入れる市民が増えております。また、三木里海岸を活用したタラソウォーキングなど、海岸沿いの気候を活用した効果的な健康づくり活動も好評を得ており、今後は、市外からの誘客も目指した取り組みを進めてまいります。

また、「食のまちづくり」の一環として、市民の健康づくりを目的に取り組んでいる「健康弁当」につきましては、商品の基本となる形が完成したところであり、今後は、製造業者の確保や販路の開拓に努めるとともに、高齢者への配食弁当としての活用など、広く市民への普及に取り組んでまいりたいと考えております。

（医療体制の確保）

次に、医療体制の確保についてであります。

本市が行った「まちづくりに関するアンケート調査」におきまして、尾鷲総合病院の診療体制や設備をはじめとした「地域医療体制」を優先して充実することが求められております。

また、本市の将来イメージ像におきましても、平成17年度調査以来、「保健・医療・福祉施設が充実し、安心して元気に暮らせるまち」が第1位を維持しております。

尾鷲総合病院は、地域の皆さまの健康を支えるための医療機関であるとともに、本市における「雇用」、「定住・移住」、「出産・子育て」の好循環を支えるまちづくりに欠かすことのできない中核的存在であります。

今後も、三重大学医学部附属病院、伊勢赤十字病院、紀北医師会などのご協力を得て、地域の皆さまが安心して暮らすことができるよう、医療需要に応じた医療供給体制の維持・存続に努めていく必要があると考えております。

なお、病院経営の安定化を図るため、新年度における一般会計からの繰り出しについては、前年度を上回る予算措置を行っておるところであります。

（高齢者保健福祉の推進）

次に、高齢者保健福祉の推進についてであります。

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるため、介護・医療・生活支援・介護予防を充実させた「地域包括ケアシステム」の構築が進められる中、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加する本市におきましても、「尾鷲市高齢者保健福祉計画」において、「地域包括ケアシステム」の構築を重点施策に掲げ、紀北広域連合、紀北町及び地域包括支援センターと協働し、その仕組みづくりを進めております。

その取り組みとして、本年4月から要支援1及び2の方への「訪問介護及び通所介護」が、紀北広域連合の介護保険給付から本市の地域支援事業に移行されることとなり、多様なニーズに対応する新たなサービスを創設いたします。今後も、サービスの担い手となる介護事業所等と連携しながら、介護予防及び生活支援を推進してま

います。

また、地域の医療機関と介護事業所が連携して行う「在宅医療・介護連携」につきましては、平成30年度からの実施に向け、紀北医師会及び関係機関と協議を進めており、その内容が「東紀州地域医療構想調整会議」での議論とも関連することから、新年度も引き続き、円滑な実施に向けた体制づくりに取り組んでいく必要があると考えております。

次に、認知症施策の推進につきましては、「認知症初期集中支援チーム」の設置に取り組んでおり、相談と見守り体制の充実、早期診断と早期治療につなげるサポート体制、専門医療機関との連携など、体制づくりを進めております。また、認知症を正しく理解し、地域全体で支えるための「認知症サポーター」の養成を引き続き行うとともに、介護事業所や金融機関等の協力を得て実施する「尾鷲市高齢者等SOSネットワーク事業」や「尾鷲市高齢者見守り事業」などを活用しながら、地域全体で見守り支える仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、介護予防と閉じこもり防止を目的とする高齢者の集いの場として、コミュニティーセンターで実施している「サロン」につきましても、介護予防と生きがいづくりの場として好評を得ております。新年度におきましても、新たな地区での開催と、元気な高齢者や地域住民によるボランティアなど、継続できる仕組みづくりに取り組んでまいります。

また、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活するための生活支援につきましては、要支援1及び2の高齢者に対し「ごみ出し支援事業」を実施しており、今後は「買い物支援や見守り」などについて、新たな仕組みづくりを検討してまいりたいと思っております。

（障がい者福祉の推進）

次に、障がい者福祉の推進についてであります。

本市の障がい者施策につきましては、「ともに支え合い、ともに暮らすことのできる地域づくり」を基本目標に、「紀北地域障がい者福祉計画」及び「尾鷲市障がい福祉計画」に沿って進めております。

その重点的な取り組みとして、一人ひとりに合った働き方ができるよう、支援体制の充実を図り、多様な就労の場を確保する「就労支援の強化」、障がいを早期に発見し、一人ひとりに合った療育事業

の実施につなげる「途切れのない療育支援体制の充実」、地域で安心して生活できるよう、グループホーム等の居住環境の整備を目指す「地域生活支援の充実」など、障がい者の自立及び社会参加に向けた取り組みを推進しております。

このような中、「第３期紀北地域障がい者福祉計画」及び「第４期尾鷲市障がい福祉計画」が平成２９年度で終了することから、計画期間の実績や課題を踏まえ、今後必要となるサービスの種類や量について、障がい者の自立及び社会参加につながる計画を策定してまいりたいと考えております。

（生活保障の確保）

次に、生活保障の確保についてであります。

「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い、本市におきましても、生活が困窮している人の自立促進を目的として、尾鷲市社会福祉協議会と連携しながら、生活困窮者施策を進めております。

その内容としては、包括的な相談支援を行う「自立相談支援事業」、離職により住宅を失った場合に、家賃相当額を一定期間支給する「住宅確保給付金事業」、家計に問題を抱える生活困窮者への家計再生計画などを作成する「家計相談支援事業」のほか、「被保護者就労支援事業」など、自立に向けた支援に取り組んでおります。

このように、生活困窮者を経済的困窮という視点だけでなく、社会的孤立・社会的排除の問題として包括的に捉え、問題解決に向けた寄り添い型の支援を推進していく必要があると考えております。

（農業振興）

次に、農業振興についてであります。

急傾斜農地における営農活動、農地の保全や農道等の維持・管理の取り組みへの支援として、「中山間地域等直接支払事業」を継続的に実施するとともに、農業の持つ自然環境の保全や、美しい風景の形成といった多面的機能を維持していくことを目的に、「多面的機能支払交付金事業」を実施いたします。

また、地方創生加速化交付金を活用し、本市の特色ある農作物を紹介するパンフレット「尾鷲とれたて農作物」を現在作成しており、市内観光施設等において、魅力ある「食のまち尾鷲」の情報発信ツールとして、今後活用してまいりたいと考えております。

併せて、甘夏、虎の尾や三木うりなど、特徴のある農産物の特産品化やブランド化について、食のまちづくりと連携しながら、取り組みを進めてまいります。

農業基盤整備事業といたしましては、老朽化により機能低下している雨駄農業用水路や農道北浦水地線の改良工事を行い、営農活動の支援に取り組んでまいります。

また、中山間地域総合整備事業におきましては、県が事業主体となり、三木里地区に新たな農道の整備を計画しており、これにより農業生産の向上と併せ、農業の持つ多面的機能が発揮できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

（林業・関連産業の振興）

次に、林業・関連産業の振興についてであります。

地方創生加速化交付金を活用し、三重大学との連携のもと、尾鷲ヒノキの持つ揮発性物質における抗菌作用を調査した結果、抗菌性が認められるデータを得られたことから、この新たな効果性を加えた尾鷲ヒノキの魅力を積極的に市内外へ情報発信し、「尾鷲産材活用促進事業」の継続と併せて、販路拡大につなげてまいりたいと思っております。

また、移設建設する第四保育園におきましては、「木の薫る空間づくり」を目的として、構造材、内装材、机や椅子に尾鷲ヒノキを使用することとしており、温かみのある快適な保育環境空間を構築してまいります。

さらに、防災・減災の観点から、人家に隣接する山林において、倒木などで人家に危険を及ぼす恐れがある場合、危険木を緊急に伐採する費用の一部を補助する「人家裏等危険木伐採事業」を実施し、安全・安心な生活環境の構築を図ってまいりたいと考えております。

次に、市有林主伐事業につきましては、これまでの事業結果及び効果検証を踏まえ、伐期を中心とした主伐事業計画の変更を行い、より事業効果が発揮できる豊かな森林造りを目指してまいります。

また、林業関係者から主伐事業継続に対する強い要望をいただいていることから、尾鷲ヒノキの生産地として、地域の林産業界のけん引役としての期待に応えるべく、事業を継続していく必要があるものと思っております。

次に、チューブ苗導入推進事業につきましては、地方創生加速化

交付金を活用した研究の結果、年間を通じて植栽が可能と認められるデータが得られたことから、この結果の普及により、安定した雇用の創出につながるものと期待するところであります。

（水産業・関連産業の振興）

次に、水産業・関連産業の振興についてであります。

本市の水産業は、漁船漁業での水揚げの減少や魚類養殖業も含めた漁業生産量の減少に加え、輸入水産物の増加や消費者の魚離れなどにより魚価の低迷が続く中、燃油や飼料価格の高騰などが、漁業生産や養殖経営に深刻な影響を与えております。

また、漁業従事者の高齢化が進み、後継者・担い手不足が深刻化するとともに、組合員数も減少し、漁協経営もさらに厳しい状況になっております。

このような中、漁業後継者の確保・育成につきましては、漁業関係者と連携した「尾鷲市漁業体験教室」の開催、就業フェア等を活用した漁業就業希望者への情報発信や長期研修への支援などの取り組みを行っております。

これまでの漁業者、地域、行政が一体となった継続的な取り組みを通じ、大型定置網への就業や地域への定住にもつながっており、今後も、地域と行政、関係機関とが連携し、若者などの就業・就労、多様な担い手の確保・育成に取り組んで行く必要があると考えております。

また、漁業者の副業、漁家所得の向上をめざした「藻類・二枚貝養殖試験事業」につきましては、現在、シングルシードマガキやイワガキなどについて、尾鷲湾及び賀田湾において実証試験を行っており、その生育状況は順調であります。

一方、大曾根、早田、古江地区において区画漁業権を取得し、本格的な養殖が行われているヒロメにつきましても、生産性の向上など、さらなる養殖技術の向上や、他地区において養殖を希望する漁業者への技術的支援に努め、特産品化を推進してまいります。

次に、漁場保全についてであります。

沿岸海域において、藻場や干潟は、水質浄化機能や生物の産卵、育成場等の重要な役割を担っております。本市では、漁業者や地域住民、ボランティア等で構成された活動組織による保全活動が広がりを見せており、今後も引き続き、藻場・干潟等を造成し、水域環

境の保全と水産資源の増大を図る取り組みを支援していく必要があると考えております。

次に、尾鷲港産地協議会では、水産物の高付加価値化や魚食普及に取り組み、その一環として、「おわせ魚まつり」を開催してきたところであります。

また、尾鷲市海面養殖振興協議会では、地方創生関連交付金を活用し、『地域産品を有効利用した「おわせマハタ」ブランド向上事業』として、地域産品を添加したオリジナル飼料の開発等に取り組みされており、本市といたしましても、水産物の高付加価値化や情報発信など、「食のまちづくり」を地域と一体となって推進していくため、引き続き支援していくことが必要であると考えております。

一方、魚食普及や漁業に関する学習への取り組みといたしましては、小学校における栽培漁業学習会などを実施するとともに、中学校におきましては、地元の水産業の魅力などについて、関係者や地域の皆さまから生の声を聞き、学べる機会を設けるなどの取り組みを実施しております。

漁業の重要性や魚食文化の継承の点から、今後も、学校と水産業関係者や地域が一体となった「尾鷲ならではの」の取り組みとして、事業を継続してまいりたいと思っております。

次に、水産基盤整備についてであります。

漁港施設の長寿命化を図りつつ、更新コストの平準化・縮減を図るための「水産基盤ストックマネジメント事業」につきましては、これまで市が管理する8漁港全ての機能保全計画の策定を終えており、今後、当該計画に基づく施設の保全工事を順次実施してまいりたいと考えております。

（食のまちづくり）

次に、食のまちづくりにつきましては、「尾鷲市食のまちづくり基本計画」に基づき、関係各課の連携による横断的な取り組みを進めているところであります。

食で攻める分野においては、メインテーマである「食のまち尾鷲としての地域ブランド化」を目指して、地域の特産品等の高付加価値化や販路拡大、情報発信等を推進しております。また、食で守る分野においては、「食のまち尾鷲ならではの食育による人づくり」を目指し、ライフステージごとに食育関連の取り組みを進めておると

ころであります。

これらの取り組みの一つである、食の産業開発事業につきましては、飲食をテーマとした、まちなかへの誘客の仕組みづくりを目指し、尾鷲商工会議所との連携のもと、尾鷲の食材を活用したメニューの提案・研究や事業企画、飲食関係事業者を対象としたワークショップなどに取り組んでおります。

また、都市部での「食のまち尾鷲」のプロモーション活動として、3月3日には東京の三重テラスで尾鷲の特産品PRを行ってまいります。

新年度におきましては、これらの事業企画をもとに、市内外の皆さまが気軽に立ち寄り、おいしく食べ飲み歩きできる、市内飲食店における逸品メニューについて、展開を図ってまいりたいと思っております。

さらに、これらの事業の進展により、現在、各実行委員会等で積極的に取り組まれている食の関連イベントと相乗効果を上げながら、「尾鷲の食」の魅力を情報発信し、「食のまち尾鷲」としてのブランド化につなげることが必要であると考えております。

また、特産品開発・物産振興事業におきましては、同計画における主要事業の一つとして、9事業者の参加による「尾鷲ものづくり塾」を開催し、特産品の開発や改良を行う機運の醸成とともに、都市部及び市内特産品施設等において、マーケティング調査を実施しております。

新年度におきましても、継続して専門家による「食」を共通テーマとした講座や個別相談会を実施し、新たなメニュー開発、特産品開発に取り組むことにより、相互作用によるそれぞれの業界発展や「食のまち尾鷲」としての地域ブランド化を目指し、地域資源の積極的な活用による商品開発や流通促進を、さらに図っていく必要があると考えております。

また、開発された商品を、高速道路の延伸等により増加傾向にある来訪客のお土産品、尾鷲まるごとヤーヤ便やふるさと納税の返礼品として活用し、加えて都市部等の消費者にPRすることにより、特産品開発・物産振興による地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

（観光交流・まちなかのにぎわいづくり）

次に、観光交流及びまちなかのにぎわいづくりへの取り組みについてであります。

現在、熊野尾鷲道路の尾鷲北・南インターチェンジ間の路線工事が施工されており、近い将来には、高速道路が全線開通となります。このことにより、都市部からのアクセスが、より便利になる反面、本市が通過地域ではなく、目的地として選ばれる観光まちづくりが喫緊の課題となっております。

このような中で、まちなかのにぎわいづくりにつきましては、まちの駅ネットワーク推進事業に取り組んでおり、オリジナルガイドブック「尾鷲アルコマチ」による、まちなかの魅力発信を行っております。加えて、オリジナル食べ歩きフード「おわせ棒」の取り組みにおいては、東紀州5市町による「棒対決」イベントに発展し、広域的な地域情報の発信にもつながっております。

新年度におきましても、事業主体である「まちの駅ネットワーク尾鷲」が行う取り組みに対して、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。

一方で、これらのまちなかの食の魅力に、熊野古道や夢古道の湯、さらには地域の産業体験等の観光資源を組み合わせた、着地型観光ツアーについても、県や尾鷲観光物産協会等の関係機関・団体とも連携し、進めてまいります。

次に、外国人観光客の誘客等を進めるための取り組みとして、東紀州地域の5市町と県が連携して進めている「観光DMO」につきましては、官民一体となったPRや人材育成等を行いながら、誘客促進、交流人口の増加につなげることが必要であると考えております。

次に、観光受入施設の充実についてであります。

本市の中核的な観光交流施設である「夢古道おわせ」において、本年度、農山漁村地域の郷土食等、土地に根付いた料理メニューの調理や提供、特産品の開発・加工を行う調理加工施設の建設を実施したところであります。また、「夢古道おわせ」においては、本年4月下旬に開業10周年を迎えることもあり、今後とも、一層の魅力アップを図るとともに、地域活性化の拠点施設として、さらなる発展に努めていく必要があるものと考えております。

（子育て支援の推進）

次に、子育て支援の推進についてであります。

人口減少、少子化などの課題に対し、妊娠期から乳幼児期、就学期の子育てを途切れなく支援する体制を構築し、定住・移住にもつながる「子育てしたい・しやすいまちづくり」を進める中で、現在、三木浦・三木里地区において「子どもの居場所づくり」を実施・協議を進めているところであります。

今後も、各地区のコミュニティーセンターを活用し、それぞれの地域に合った「子どもの居場所づくり」、「地域の憩いの場づくり」に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子ども一人ひとりを大切にする社会の実現を目的とした「尾鷲市子ども・子育て支援事業計画」に基づく、子育て支援につきましては、多子世帯支援として、紙おむつ購入助成を行っておりますが、新年度では助成額を拡大し、新たに粉ミルクを対象とするなど、引き続き子育て支援の充実に取り組んでまいります。

また、母子保健法の改正により、平成32年度を目標に、妊娠期から子育て期にわたる途切れのない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の設置が求められており、これはさまざまなニーズに包括的な対応ができる「ワンストップ拠点」を目指すものであります。

この仕組みは、妊娠期から子育て期にわたる途切れのない子育て支援を構築し、定住・移住にもつながる「子育てしたい・しやすいまちづくり」に取り組む本市にとって重要な取り組みであり、庁内各課が連携しながら、「子育て世代包括支援センター」の設置に向けた体制づくりを進めていく必要があると考えております。

（保育所整備）

次に、保育所整備についてであります。

尾鷲市保育所整備計画に基づき進めております、尾鷲第三保育園の建設は順調に進んでおり、来月17日に完成、25日に竣工式を予定しております。

新年度におきましても、引き続き尾鷲第四保育園の建設に取り組み、一日も早い安全な保育環境の整備を進めてまいります。

（学校教育の充実）

次に、学校教育の充実についてであります。

まず、学力向上の取り組みにつきましては、本年度におきましても、文部科学省が実施する全国学力学習状況調査や県教育委員会によるスタディチェックに取り組んだところであり、その分析結果を踏まえ、児童生徒の学力向上を目指して、日々の授業改善に努めていくことが必要であります。

教育委員会におきましても、「尾鷲市学力検討委員会」を立ち上げ、全国学力学習状況調査の結果分析を行い、そこで明らかになった成果と課題について、共通理解を図るとともに、各学校の実践事例を情報共有しながら、学力向上に向けた取り組みを進めてまいります。また、教員の指導力向上に向けた授業研究等の取り組みにつきましても、さらに推進していかなければならないと考えております。

次に、ふるさと教育につきましては、「ふるさと教育支援事業」として、平成26年度から実施し、地域に愛着と誇りを持ち続けるため、自然や景観、歴史や伝統文化などに触れる体験学習等を通して、郷土愛を育む取り組みを進めているところであり、こうした取り組みにより、次代を創る「おわせ人」の育成に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、コミュニティスクールにつきましては、学校と保護者や地域の皆さまがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、地域とともにある学校づくりを目指して、平成25年度より尾鷲小学校で取り組みを開始しております。

また、輪内中学校についても、昨年度より実施に向けての準備を進めており、新年度より市内2校目のコミュニティスクールとして活動を開始する予定であり、加えて、尾鷲中学校におきましても、本年度より3校目のコミュニティスクールを目指して取り組みを開始することとしております。

次に、学習指導要領につきましては、小学校では平成32年度から、また中学校では平成33年度から「新学習指導要領」が完全実施されることとなっております。

今回の改定では、これまでの知識偏重型から脱却して、思考力・表現力を主体的に育むアクティブラーニングを重視する方針であります。

また、小学校５・６年生に対する英語の教科化に加え、これまで５・６年生で実施されてきた「外国語活動」を３・４年生に前倒しすることなどの改定がなされる予定となっております。

これらの改定については、早期に対応し、完全実施に向けて万全な体制を整えておくことが肝要であり、教職員に対する周知徹底を図るとともに、導入への条件整備を図っていく必要があると考えております。

次に、学校教育施設についてであります。

本市におきましては、平成２６年度の宮之上小学校改築工事の完成により、非木造校舎については耐震整備が完了しておるものの、各学校において、老朽化による不具合が多く発生していることから、随時その改修に取り組む必要があります。

また、昨年度、危険遊具の撤去を行った小学校においては、本年度から２カ年の計画で、順次新しい遊具を設置するとともに、ひび割れなどが見られる宮之上小学校のプールにつきましても、修繕工事を実施してまいります。

（生涯教育の推進）

次に、生涯教育の推進についてであります。

近年における生涯教育のあり方は、家庭教育、学校教育、社会教育の三者に、職業・産業を加えた四者が連携し、あるいは補完する形で総合的に学習機会を創出・提供していく考え方が主流となってきました。

この考えを基軸として、本市では、社会教育団体活動支援や中央公民館を中心とした講座、サークル活動支援などの事業を展開しながら、それらの成果を、特に子育て支援を中心とした地域活動やボランティア活動に活用していく必要があります。加えて、観光交流等とも連携することで、生涯学習に地域全体で取り組む体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、図書館、天文科学館、郷土室につきましても、地方創生推進交付金を活用し、それぞれの分野の専門性を生かした拠点としての事業を進めながら、中央公民館も含めた施設間の連携強化による生涯教育の推進を図ってまいります。

（生涯スポーツの推進）

次に、生涯スポーツの推進についてであります。

「尾鷲市スポーツ推進計画」の基本理念に基づき、体育協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員等の組織強化を図るとともに、総合型地域スポーツクラブ「尾鷲スポーツクラブ」を主体として、レクリエーションスポーツ大会の開催など、生涯スポーツの推進を図ってまいります。

また、平成33年開催の第76回国民体育大会における「正式競技」では、オープンウォータースイミング種目の大会誘致を進めております。一方で、市民の皆さんが生涯にわたって気軽にスポーツに親しみ、健康で生きがいのある生活を送ることができる環境づくりを行うための、「デモンストレーションスポーツ」につきましても、大会誘致・競技実施に向けた調整を、県や競技協会と積極的に行っているところであり、生涯スポーツの推進の観点からも、この取り組みを進めていく必要があると考えております。

（鳥獣害対策の推進）

次に、鳥獣害対策の推進についてであります。

獣害パトロール員による有害鳥獣の活動域の把握や、被害多発地域での追い払い効果など、一定の成果が出ていることから、引き続き粘り強い対策を継続していく必要があります。

また、猟友会尾鷲支部のご協力のもと、国の「有害鳥獣緊急捕獲活動支援事業補助金」等を活用した報償金制度を継続し、捕獲による頭数管理を図ってまいりたいと思っております。

さらに、地域ぐるみで追い払い活動などの実施を検討している地区におきましては、県と連携を図りながら、専門家を招いた獣害対策研修会を開催し、より効果的な被害軽減対策に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

（都市基盤整備）

次に、都市基盤整備についてであります。

都市計画道路尾鷲港新田線は、県の都市計画事業として、これまでの道路設計や用地調査等を踏まえ、新年度から墓地や建物の補償に向けた調査等が進められる予定であります。

さらに、折橋墓地の移転につきましては、本市において、移転先

の検討及び墓地関係者との調整等を実施しておりますが、引き続き、この調整を進めてまいりたいと考えております。

今後も当該路線の早期供用に向け、引き続き、地元の皆さまにご協力をいただきながら、取り組んでまいります。

また、道路利用者の安全安心を確保するため、市道の維持管理に努めるとともに、橋梁については、今後の修繕計画の基礎調査となる点検や、長寿命化修繕計画等を踏まえた老朽化対策工事等を実施していく必要があります。

さらに、地籍調査につきましては、公共事業の実施や南海トラフ巨大地震の震災復旧等に向けて重要な課題であることから、平成22年度から着手しており、新年度も、引き続き、国や県の地籍調査費負担金等を活用し、事業推進を図ってまいりたいと考えております。

（公共交通の確保）

次に、公共交通の確保についてであります。

持続可能で効率的な公共交通体系の構築を目指して、策定を進めております「尾鷲市地域公共交通網形成計画」につきましては、市民1,500名へのアンケート調査や各地区での懇談会等において、住民ニーズの把握に努めるとともに、各交通事業者との協議、尾鷲市地域公共交通活性化協議会での議論を経て、今般最終案を策定いたしました。

本計画においては、「地域ごとの特性に応じた公共交通網の形成と確保」及び「まちづくりと連携した総合的な地域公共交通の確保」の2つを基本方針に定め、利用者の増加や住民の満足度向上を目指して、公共交通ネットワークの再構築を進める内容としております。

本計画に基づき、住民ニーズに応えられるよう、今後、運行ルートやダイヤの設定等について、関係機関及び各地区との協議も踏まえ、早期の実施に向けて検討を進めていくことが必要であると考えております。

（資源循環型社会の推進）

次に、資源循環型社会の推進についてであります。

資源循環型社会の構築に向けた取り組みとして、ごみ排出量の削減と分別による再資源化を、さらに推進する必要があります。

このような中、ごみの排出量につきましては、昨年6月に指定ごみ袋の価格を値下げした以降も、市民の皆さまのご協力により、引き続き減量を維持していただいております。

今後におきましても、エリアワンセグ等による啓発を継続して実施するとともに、ごみ減量のための分別ガイドブックの見直しなど、「わかりやすいごみの出し方」について検討し、市民の皆さまとともに取り組んでいくことが必要であると考えております。

また、広域ごみ処理施設につきましては、関係5市町で構成する新ごみ処理施設整備検討会議等で検討を重ねており、平成34年度中の稼働に向けて、引き続き取り組んでまいります。

なお、既存施設である本市清掃工場において、一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準に適合しておらず、本年2月1日に県紀北地域活性化局長から、早急に改善を行うよう勧告を受けました。

このことにつきましては、ばい煙測定等の数値には問題はありませんでしたが、施設の維持管理基準として、安定燃焼が出来ていなかったことから、早急に運転改善を行ったところであります。

今後、危機管理意識の徹底はもちろん、維持管理基準の遵守を徹底するとともに、その要因の一部であるダクト更新工事などの整備を進め、施設の適正な維持管理、安定稼働に努めてまいります。

（定住移住の促進）

次に、定住移住の促進についてであります。

本市への定住や、大都市圏からの移住者を確保するために、定住移住コンシェルジュとして4名を配置し、移住フェアやインターネット等を通じて、大都市圏にはない本市の魅力や、移住に関する情報発信をさらに推進していくとともに、新たに「おわせ暮らしサポートセンター」を明日開設し、いつでも移住相談に対応できる体制を構築してまいります。

また、移住者の受け入れ体制の強化を目的として、住まいのサポートとしての「空き家バンク」に加え、仕事のサポートを充実していくため、事業所の紹介に加え、後継者がいないことにより廃業を考えている方の事業を起業希望者に対して引き継いでいく「継業」の取り組みなど、仕事に関する新たな情報を発信する「仕事バンク」について、尾鷲商工会議所と連携し、基礎調査を進めてまいりたいと考えております。

一方、移住先での住まい、仕事、生活環境、子育て環境など、様々な生活情報を事前に収集することが、移住後の定住に欠かせない要素であります。このことから、現在、九鬼町に整備しております移住体験住宅を活用し、移住に対するハードルを低くする仕組みづくりを進め、本市への新しい人の流れを創出してまいりたいと考えております。

（ふるさと納税）

次に、ふるさと納税についてであります。

本年度のふるさと納税につきましては、1月末現在で、申請金額が約6,900万円となっており、前年度同月末との比較では、約2,200万円減少しております。

本年度は、尾鷲観光物産協会と地域おこし協力隊等との連携を密にして、季節限定品など10品目以上の返礼品の追加を行い、一定の成果があったものと考えておりますが、今後も返礼品の充実等に取り組み、多くの自治体の中から本市を選択していただけるようPR活動の強化に取り組んでまいります。

（提案説明）

続きまして、今回提案しております議案第3号「尾鷲市個人情報保護条例等の一部改正について」から議案第25号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」までの23議案、及び議案第28号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」の1議案、計24議案についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第3号「尾鷲市個人情報保護条例等の一部改正について」につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が、本年5月30日に施行されることに伴い、地方公共団体が条例で定める独自利用事務についても、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携が行われるため、同法改正への対応として条例の一部を改正するものであります。

次に、3ページの議案第4号「尾鷲市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」につきましては、議案第3号同様、同法律の施行に伴い、本市条例の中で同法の引用部を改正するものであります。

次に、5ページの議案第5号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」及び9ページの議案第6号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」につきましては、本年度に行われました人事院による育児休業等に関する法律の改正についての意見の申し出、及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告により、国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が改正され、地方公務員についても、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護のため一日の勤務時間の一部につき、勤務をしないことができるようにする等の措置を講ずるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、12ページをご覧ください。

議案第7号「尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」につきましては、先般、選挙管理委員会より本市の市議会議員選挙及び市長選挙を、公職選挙法の特例により、本年6月11日に執行するとの発表がありましたが、本市の市

議会議員の任期は6月8日であるため、9日、10日が議員不在となります。

現行の尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例では、この二日間が在職期間から除かれるため、議員報酬が日割りで支給され、期末手当においては100分の100から100分の80に減額されることとなります。

公職選挙法の特例は、有権者に時間的、経済的負担をかけず、選挙費用を抑制するものでありますが、現職議員には日程的な都合により不利益を受けることとなることから、当該選挙によって再び議員となった際には、期末手当について在職期間を任期満了日から引き続き議員の職にあったものとみなす規定を追加するものであります。

次に、14ページの議案第8号「尾鷲市市税条例等の一部改正について」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が昨年3月31日に、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律が同年6月7日に、また、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律、並びに地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が同年11月28日に公布されたことに伴い、同条例の一部を改正するものであります。

次に、24ページをご覧ください。

議案第9号「尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について」につきましては、幼稚園の職員配置基準等については、既に学校教育法第27条に規定されており、その重複する部分を本市の職制との整合性が保たれるよう削るとともに、小学校長が幼稚園長を兼務することができる法律の規定を加えるものであります。

次に、26ページの議案第10号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」につきましては、株式会社中京銀行尾鷲支店が3月24日の営業をもって廃止されることとなったため、今後、金融機関の統廃合や社名変更等が生じても対応できるよう、同条例の一部を改正するものであります。

次に、28ページの議案第11号「平成29年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から38ページの議案第21号「平成28年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について」までの11議案についてご説明いたします。

（予算編成方針）

本市の財政状況は、平成27年度決算における経常収支比率が95.5%であり、平成26年度と比べ0.8ポイント改善しているものの、依然として、財政の硬直化と財政運営の困難さが続いております。また、東日本大震災以降、緊急防災・減災の観点から、小・中学校、保育園、橋梁等の公共施設の耐震整備を積極的に行い、市民の安全・安心な環境整備を推し進めていることから、平成27年度末の地方債残高が110億7,000万円を超える状況となっております。

歳入においては、人口減少や少子高齢化の進展などにより、市税収入などの自主財源の確保が非常に困難な状況にあります。反面、歳出においては、社会保障関係経費や過去の市債償還金の増による公債費の増加が見込まれております。加えて、公共施設の耐震整備をはじめ、今後も中長期的な防災・減災対策を推進していく必要があることから、財政需要の増大により、さらに厳しい財政運営が求められております。

こうした状況にあって、新年度は「第6次尾鷲市総合計画後期基本計画」の初年度として、市政の諸課題の解決に向けて重要な1年であり、また、「人口減少対策」を最重要課題と位置づけた「尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく施策・事業を、重点的かつ戦略的に取り組んでいく必要がありますが、市長の改選期であることから、骨格予算としております。

しかしながら、経常的経費や継続事業をはじめ、年度当初から早急に取り組まなければ事業執行に影響のある新規事業も計上し、市政運営に空白が生じることがないように予算編成を行っております。

（当初予算の規模）

それでは、平成29年度当初予算についてご説明いたします。

お手元に配付の「平成29年度当初予算主要事項説明」の1ページをご覧ください。

当初予算の規模は、一般会計で対前年度比0.2%減の94億9,228万4千円、特別会計の国民健康保険事業会計は、1.8%減の29億7,325万5千円、後期高齢者医療事業会計は、1.7%増の6億1,047万6千円、公共下水道事業会計は、21.8%減の216万4千円、企業会計においては、病院事業会計で、1.

1 %減の48億5,182万2千円、水道事業会計で、3.2%増の8億9,204万2千円、各会計を合わせた予算総額を対前年度比0.5%減の188億2,204万3千円とするものであります。

(歳入予算の状況)

次に、一般会計歳入予算の主なものについてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

1款、市税は、主に太陽光発電など償却資産の増加に伴う固定資産税の増収、軽自動車に対する税率改正を考慮したことによる軽自動車税の増収をそれぞれ見込んだことにより、1.1%増の21億6,988万6千円を計上しております。

2款、地方譲与税から8款、地方特例交付金までは、過去の歳入実績、景気動向等を勘案し、必要に応じて増減した額を計上しております。

9款、地方交付税は、国の地方財政対策において地方交付税総額が減額となっているものの、本年度の算定実績、公債費の基準財政需要額算入額の伸びを考慮し、普通交付税で5,000万円の増額、特別交付税では、地域おこし協力隊に係る経費の増加などにより800万円の増額を見込み、1.7%増の33億7,300万円を計上しております。

13款、国庫支出金は、臨時福祉給付金事業補助金4,979万円、障害者自立支援給付費等国庫負担金1,148万5千円の増額などにより、7.8%増の9億5,704万4千円を計上しております。

14款、県支出金は、三重県再生可能エネルギー等導入推進基金事業費補助金4,387万2千円、参議院議員選挙執行委託金1,685万円の減額により、9.1%減の5億9,271万5千円を計上しております。

17款、繰入金は、尾鷲みどりの基金繰入金で1,660万円増額したものの、財政調整基金繰入金で3,051万円の減額になったことにより、1.9%減の7億7,889万4千円を計上しております。

19款、諸収入は、消防救急デジタル無線整備に対し三重県市町村振興協会市町村交付金1,235万円が新たに交付されたことにより、22%増の9,916万6千円を計上しております。

20 款、市債は、地方債対象事業費の減などにより、12%減の8億2,530万円を計上しております。

(歳出予算の状況)

次に、一般会計歳出予算の主なものについてご説明いたします。

4 ページをご覧ください。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、対前年度比1.9%増の43億9,326万4千円となっております。

まず、人件費は、人事異動等による職員数の減などにより、3.9%減の13億9,601万8千円を計上しております。

扶助費は、臨時福祉給付金5,100万円、介護給付・訓練給付費2,386万4千円、子ども子育て新制度による処遇改善などにより保育所運営費1,510万1千円の増額などにより、5.7%増の18億7,316万1千円を計上しております。

公債費は、平成8年度に借入れを行いました臨時地方道整備事業に係る一般単独事業債、平成13年度に借入れを行いました排ガス高度ごみ処理施設整備事業に係る一般廃棄物処理事業債などの償還が完了したものの、緊急防災・減災事業債、過疎対策事業債の償還額が増額となったことから、3.4%増の11億2,408万5千円を計上しております。

次に、その他の経費のうち物件費は、資源ごみ収集運搬業務委託料3,025万7千円の減額などにより、2.4%減の16億4,372万9千円を計上しております。

補助費等は、病院事業会計負担金2,000万円、三重紀北消防組合負担金で消防救急デジタル無線・通信指令台に係る保守管理業務委託の開始などにより2,687万円の増額となったことから、7%増の13億9,932万円を計上しております。

繰出金は、国民健康保険事業特別会計繰出金、後期高齢者医療事業特別会計繰出金で増額となったものの、紀北広域連合分担金で障害者支援施設整備事業の完了などにより7,073万2千円の減額となったことから、4.9%減の11億1,440万9千円を計上しております。

次に、投資的経費についてであります。

普通建設事業費は、補助事業費で、社会資本整備総合交付金事業費の減額などにより、10.8%減の1億5,978万2千円の計

上、単独事業費で、保育所施設整備に係る事業費の減額などにより、8%減の6億8,936万7千円の計上となったことから、総額において、8.5%減の8億7,249万9千円を計上しております。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

18ページをご覧ください。

総合住民情報システム借上料につきましては、現在のシステム借り上げ期間が満了することから、期間を平成30年度から平成34年度まで、限度額を7,300万6千円とするものであります。

パソコン借上料につきましても、現在の借り上げ期間が満了することから、期間を平成30年度から平成34年度まで、限度額を5,791万円とするものであります。

(特別会計)

続きまして、特別会計についてご説明いたします。

19ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、保険給付費及び保険財政自立支援事業貸付金の償還が完了したことによる公債費の減額により、対前年度比1.8%減の29億7,325万5千円を計上しております。

次に、20ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、広域連合負担金の増額により、対前年度比1.7%増の6億1,047万6千円を計上しております。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、2件の公共下水道整備事業債の償還が完了したことから、対前年度比21.8%減の216万4千円を計上しております。

(企業会計)

続きまして、企業会計についてご説明いたします。

病院事業会計につきましては、対前年度比1.1%減の48億5,182万2千円を計上しております。

業務の予定量は、入院患者数が1日平均196人、年間延べ7万1,616人、外来患者数が1日平均406人、年間延べ9万8,997人を見込んでおります。

21ページをご覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、収入で４４億１，６８０万１千円、支出で４４億１，８４２万２千円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入で２億９，１７０万３千円、支出で４億３，３４０万円を計上しており、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、１億４，１６９万７千円は、一時借入金で措置するものとしております。

続きまして、債務負担行為についてご説明いたします。

学資貸与金は、期間を平成３０年度から平成３３年度まで、限度額を１，２００万円とするものであります。

次に、水道事業会計につきましては、対前年度比３．２％増の８億９，２０４万２千円を計上しております。

業務の予定量は、給水戸数９，５２２戸、年間総給水量３７４万７，２２４立方メートル、１日平均給水量１万２６６立方メートルを見込んでおります。

２２ページをご覧ください。

収益的収入及び支出につきましては、収入で５億７，６４０万３千円、支出で５億３，１７７万４千円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入で２，６７２万７千円、支出で３億１，５６３万９千円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、２億８，８９１万２千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

（補正予算）

続きまして、平成２８年度補正予算についてご説明いたします。

今回の補正予算は、事業費の確定等による減額補正が主なものであります。

それでは、お手元に配付の「平成２８年度一般会計補正予算（第６号）主要事項説明」の１ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で６，０４６万６千円、国民健康保険事業会計で６６７万８千円をそれぞれ追加し、後期高齢者医療事業会計で４６３万６千円の減額、病院事業会計では、歳入で５９０万円、歳出で２，６９５万円をそれぞれ減額し、水道事業会計では、歳入で３，７４１万９千円の追加、歳出で３，６５０万９千円を減額し、これにより各会計を合わ

せた予算総額を195億6,539万8千円とするものであります。

まず、一般会計からご説明いたします。

2ページをご覧ください。

歳入の主なものについてご説明いたします。

1款、市税5,153万5千円の増額は、市民税において、当初の見込みより法人税割額の増額、固定資産税において、償却資産の増加による増額を見込んだことなどによるものであります。

13款、国庫支出金2,532万3千円の減額は、事業費の確定による減額であります。

14款、県支出金3,760万4千円の減額は、新たに尾鷲市ハザードマップWEB版整備事業費などに対して、地域減災力強化推進補助金342万3千円が認められたものの、事業費の確定による減額が上回ったことによるものであります。

16款、寄附金4,923万9千円の増額は、ふるさと寄附金として2,128名の方から、一般寄附金として1名の方からご寄附いただいたものであります。

20款、市債2,300万円の増額は、事業費の確定による減額と、過疎対策事業債ソフト分として4,380万円の追加が認められたことなどによるものであります。

次に、歳出であります。3ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

ほとんどの項目で、事業費の確定による減額補正でありますので、これらについての説明は省略させていただき、主に増加したものについてご説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

各款共通の人件費は、一般職において退職者の追加などにより、1,772万3千円の増額であります。

総務費の財産管理費では、今回の事業費の確定等による減額により1億5,743万7千円を財政調整基金に、2,128名の方からいただいたふるさと寄附金4,904万円と、当初予算においてふるさと応援基金を充当しておりました、保育所事業の障害児保育事業費補助金に対し、過疎対策事業債ソフト分3,790万円が認められたことによる積み戻しなどにより、8,696万8千円をふるさと応援基金に積み立てるものであります。

5ページをご覧ください。

土木費の砂防費では、県単事業に対する急傾斜地崩壊対策事業地元負担金 7 1 1 万 5 千円の増額であります。

続きまして、繰越明許費補正についてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。

全て追加であります。2 款「総務費」、3 項「戸籍住民基本台帳費」の個人番号カード交付事業から 5 款「農林水産業費」、4 項「水産業費」の漁港建設県単事業までの 4 事業は、いずれも年度内の事業実施が困難であるため、繰越事業として実施するものであります。

続きまして、債務負担行為補正についてご説明いたします。

指定ごみ袋保管配送業務委託は、入札による債務負担行為額の確定により、限度額を 1 6 1 万 5 千円から 1 2 9 万 6 千円に変更するものであります。

続きまして、特別会計についてご説明いたします。

7 ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、6 6 7 万 8 千円を増額し、歳入歳出予算総額を 3 1 億 2 0 1 万円とするものであります。

歳入では、当初の見込みより退職者医療制度の対象者数の減などによる国民健康保険税 1, 1 0 1 万 4 千円の減額、一般被保険者に係る療養給付費等国庫支出金の増などによる国庫支出金 3, 6 0 9 万 4 千円の増額、保険基盤共同安定化事業交付金の減などによる共同事業交付金 2, 3 6 3 万 6 千円の減額が主なものであります。

歳出では、一般療養給付費の増などによる保険給付費 1, 9 5 8 万 8 千円の増額、保険財政共同安定化事業拠出金の減などによる共同事業拠出金 4, 5 8 1 万 4 千円の減額、財政調整基金積立金 3, 7 3 7 万 4 千円の増額が主なものであります。

次に、8 ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、4 6 3 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算総額を、6 億 1, 4 4 1 万円とするものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料 2 3 6 万 7 千円の増額、保険基盤安定繰入金の減などによる繰入金 7 0 0 万 3 千円の減額であります。

歳出では、一般管理費負担金、保険基盤安定負担金の減などによる広域連合負担金 4 6 3 万 6 千円の減額であります。

続きまして、企業会計についてご説明いたします。

9 ページをご覧ください。

病院事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出における支出のうち、医業費用 2, 580 万 4 千円の減額は、人事異動等に伴う給与費 2, 710 万 4 千円の減額及び経費の派遣医師給与負担金 180 万円の増額が主なものであります。

医業外費用 358 万 4 千円の増額は、修学資金免除分 359 万 9 千円の増額が主なものであります。

また、資本的収入及び支出における収入では、附帯設備整備事業債等、企業債 590 万円の減額であります。

支出では、空調機器購入費の入札差金に伴う、建物購入費 473 万円の減額であります。

続きまして、債務負担行為補正についてご説明いたします。

看護部職員用白衣賃借につきましては、単価の減額に伴い、限度額を変更するものであります。

続きまして、10 ページをご覧ください。

水道事業会計の補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、営業収益のうち給水収益を 4,332 万 2 千円の増額、無収給水に対する他会計負担金を 9 万 1 千円減額することにより、4,323 万 1 千円の増額、営業外収益はその他雑収益の増額などにより、72 万 9 千円の増額であります。

支出では、営業費用は額の確定による委託料の減額などにより、2,895 万円の減額、営業外費用は企業債の支払利息の減額、消費税納付額の増額により、628 万 5 千円の増額であります。

資本的収入及び支出の収入では、給水加入金等の増額、建設改良費の減額に伴う企業債の減額により 654 万 1 千円の減額であります。

支出では、上水道及び簡易水道に係る工事請負費などの建設改良費の減額により、1,384 万 4 千円を減額するものであります。

次に、議案書に戻りまして、39 ページをご覧ください。

議案第 22 号「尾鷲市指定金融機関の指定について」につきましては、現在、本市の指定金融機関は、4 金融機関による輪番制をとっておりますが、株式会社中京銀行尾鷲支店が本年 3 月 24 日の営業をもって廃止されることとなったため、本市指定金融機関を 3 金融機関に変更するものであります。

次に、40 ページの議案第 23 号「尾鷲市コミュニティバスの指

定管理者の指定について」から、４２ページの議案第２５号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」までの３議案につきましては、公の施設の指定管理を行うにあたり、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者と指定期間については、まず、議案第２３号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」では、「三重交通株式会社」を、期間は平成３０年３月３１日までの１年間であります。

次に、議案第２４号「尾鷲市立養護老人ホーム聖光園の指定管理者の指定について」では、「社会福祉法人 長茂会」を、期間は平成３４年３月３１日までの５年間であります。

次に、議案第２５号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」では、「公益財団法人 尾鷲文化振興会」を、期間は平成３２年３月３１日までの３年間であります。

次に、４７ページをご覧ください。

議案第２８号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきましては、尾鷲市教育委員会委員「平山泉（ひらやま いずみ）」氏が、本年３月３１日をもちまして辞職されることから、教育行政に関し理解があり、人格が高潔で、教育及び文化に関し識見も優れた方である「大門利江子（おおかど りえこ）」氏を、新しく任命いたしたく「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第４条第２項の規定より議会の同意を求めるものであります。

なお、「大門」氏の任期は、「平山」氏の残任期間の任命となります。

以上をもちまして、議案第３号「尾鷲市個人情報保護条例等の一部改正について」から議案第２５号「尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定について」までの２３議案、及び議案第２８号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」の１議案の計２４議案についてのご説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

（降壇）

(登壇)

それでは、議案第２６号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」及び、議案第２７号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきましてご説明いたします。

議案書の４３ページをご覧ください。

議案第２６号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」につきましては、公平委員会委員３名のうち、「大草さつき（おおくさ さつき）」氏の任期が、本年３月３１日に満了となりますが、引き続き委員として再任いたしたく、地方公務員法第９条の２第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、４５ページの議案第２７号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきましては、尾鷲市教育委員会委員「上岡雄児（うえおか ゆうじ）」氏が、本年１月３１日をもって辞職されたことから、教育行政に関し理解があり、人格が高潔で、教育及び文化に関し識見も優れた方である「濱口精幸（はまぐち せいこう）」氏を、新しく任命いたしたく「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、「濱口」氏の任期は、「上岡」氏の残任期間の任命となります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

それでは、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきましてご説明いたします。

議案書の49ページをご覧ください。

本市の人権擁護委員は7名の委員で構成されており、その内、「直江篤（なおえ あつし）」氏の任期が、本年3月31日に満了となりますが、引き続き委員として再任いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

それでは、報告第1号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」につきましてご説明いたします。

議案書の51ページをご覧ください。

平成26年9月19日に発生しました自動車事故による損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

以上をもちまして、報告第1号「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」のご説明とさせていただきます。

(降壇)